

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正
する条例案要綱

1 改正の理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)による建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正に伴い、新たに設けられた手続に係る事務を市町に移譲するため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築基準法に基づく居住環境向上用途誘導地区内における用途の制限に係る建築物の特例許可に係る申請の受付に係る事務を市町に移譲することとします。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表（第2条関係）		本則および付則 省略 別表（第2条関係）	
(1)～(14) 省略		(1)～(14) 省略	
(15) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 省略 イ 法第3章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (ア)～(テ) 省略 <u>(新設)</u> <u>(ト)</u> 法第60条の3第1項第3号および第2項の規定による特例の許可に係る申請の受付 <u>(ナ)～(マ)</u> 省略 ウ～キ 省略	栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市および町	(15) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 省略 イ 法第3章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (ア)～(テ) 省略 <u>(ト)</u> <u>法第60条の2の2第1項第2号および第3項ただし書の規定による特例の許可に係る申請の受付</u> <u>(ナ)</u> <u>法第60条の3第1項第3号および第2項ただし書の規定による特例の許可に係る申請の受付</u> <u>(ニ)～(ミ)</u> 省略 ウ～キ 省略	栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市および町
(15)の2～(76) 省略		(15)の2～(76) 省略	

滋賀県知事の権限に関する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について (建築基準法関係)

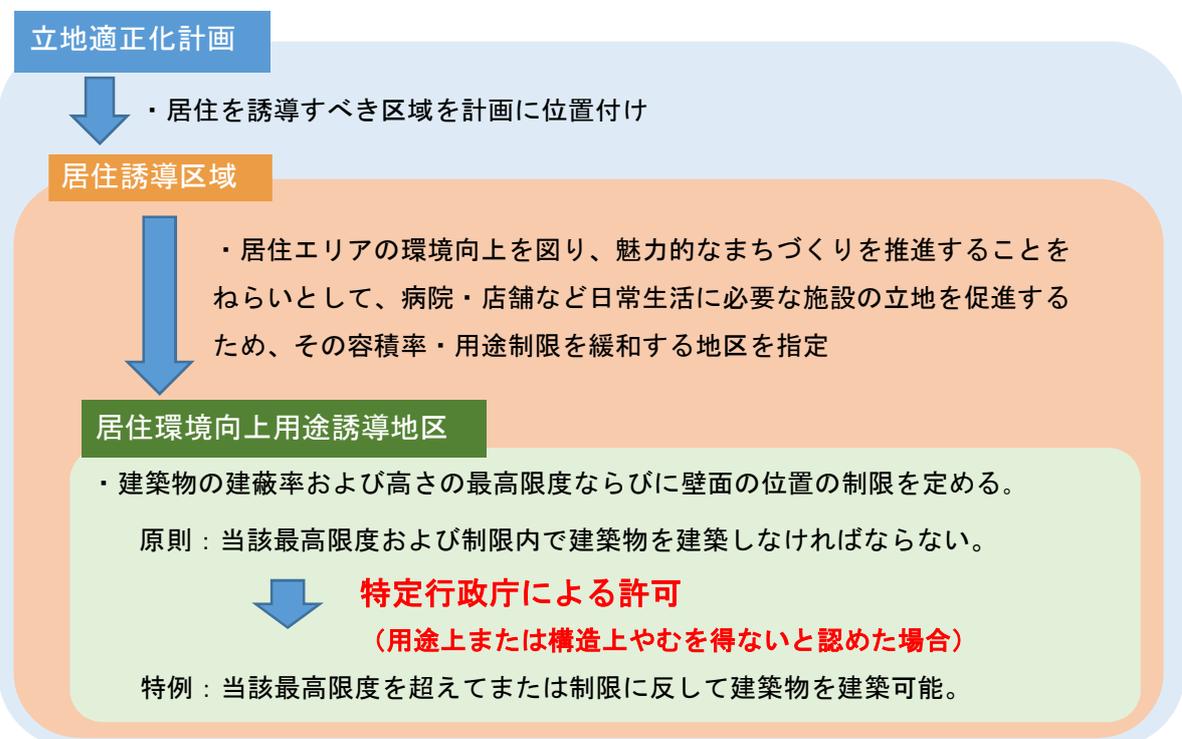
令和2年8月 総務部人事課

建築基準法令に基づく許認可等に係る申請の受付事務については、これまでから市町に一部を移譲している。

今般、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年6月10日公布、公布日より3月以内に施行）により、建築基準法の一部が改正され、新たに設けられた許可に係る申請の受付事務を市町に移譲するため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

1 建築基準法の一部改正により新たに設けられた許可事務

居住環境向上用途誘導地区内における用途の制限に係る建築物の特例許可 (建築基準法第60条の2の2（新設）)



※特定行政庁

都道府県および建築主事を置く市町村。

県内では、県および大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市の7市が該当。

2 市町に移譲する事務

上記許可については、特定行政庁以外の6市6町においては、県が行うものの、市町のまちづくりと密接に関係するため、建築基準法令に基づく他の許認可と同様に申請の受付事務を市町に移譲する。

対象市町：栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市
日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

3 施行日

公布の日から施行